

平成 24 年 2 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号  
 大和証券オフィス投資法人  
 代表者名 執行役員 大高 和夫  
 (コード番号: 8976)

資産運用会社名  
 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 山内 章  
 問合せ先 代表取締役副社長 篠塚 裕司  
 TEL. 03-6215-9649

### 金利スワップ契約締結に関するお知らせ

大和証券オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、既に借り入れている下記の借入金に関し、金利スワップ契約（以下「本金利スワップ契約」といいます。）（借入金額想定元本合計：24,400百万円）を締結することを、相手先である金融機関と合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本金利スワップ契約締結の理由

現在変動金利で借入れている既存の借入金（以下「本借入れ」といいます。）について、将来の支払金利を固定化し、金利上昇リスクをヘッジするため。

#### 2. 本金利スワップ契約の内容

借入先	借入金額 想定元本 (百万円)	相手先	金利等		開始 予定日	終了 予定日
			固定支 払金利	変動受取 金利		
株式会社みずほ コーポレート銀行	4,900	住友信託銀行株式会社	0.3675%	全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 26 年 3 月 31 日
株式会社群馬銀行	1,000			全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 26 年 3 月 31 日
株式会社新生銀行	2,000	大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社(*3)	0.3850%	全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 27 年 3 月 31 日
株式会社りそな銀行	3,000	大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社(*3)	0.3810%	全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*2)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 27 年 2 月 27 日
みずほ信託銀行株式会社	3,000	大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社(*3)	0.3700%	全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 26 年 7 月 8 日
株式会社あおぞら銀行	1,500			全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 26 年 7 月 8 日
株式会社新生銀行	1,000			全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 26 年 7 月 8 日
住友信託銀行株式会社	5,000	住友信託銀行株式会社	0.3660%	全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 25 年 7 月 8 日
株式会社福岡銀行	1,000	株式会社三井住友銀行	0.3660%	全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 25 年 7 月 8 日
株式会社三井住友銀行	2,000	大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社(*3)	0.3600%	全銀協 3ヶ月 円 TIBOR (*1)	平成 24 年 2 月 29 日	平成 26 年 3 月 25 日

ご注意:この文書は、金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

# 大和証券オフィス投資法人

(※1) 2月、5月、8月、11月末日を金利支払日（当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、翌営業日が翌月になる場合には前営業日とする。）とし、金利の最終計算期間についての変動金利は全銀協1ヶ月円TIBORとします。変動受取金利の全銀協3ヶ月円TIBORは全国銀行協会のホームページにてご確認頂きますようお願い致します。（<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>）

(※2) 2月、5月、8月、11月末日を金利支払日（当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、翌営業日が翌月になる場合には前営業日とする。）とし、金利の最終計算期間についての変動金利は全銀協3ヶ月円TIBORで不変とします。変動受取金利の全銀協3ヶ月円TIBORは全国銀行協会のホームページにてご確認頂きますようお願い致します。（<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>）

(※3) 大和証券キャピタル・マーケット株式会社は本投資法人の運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（以下「運用会社」といいます。）の利害関係人にあたります。取引の決定にあたっては運用会社における利害関係人との取引に係る所定の手続きを経ております。

### 3. 本金利スワップ契約締結後の固定化支払金利

借入先	借入残額 (百万円)	現在の変動金利	固定化後の 支払金利	借入日	返済期限
株式会社みずほ コーポレート銀行	4,900	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.40%	0.7675%	平成23年 9月30日	平成26年 3月31日
株式会社群馬銀行	1,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.40%	0.7675%	平成23年 9月30日	平成26年 3月31日
株式会社新生銀行	2,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.50%	0.8850%	平成23年 9月30日	平成27年 3月31日
株式会社りそな銀行	3,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.50%	0.8810%	平成23年 8月31日	平成27年 2月27日
みずほ信託銀行株式会社	3,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.60%	0.9700%	平成23年 7月8日	平成26年 7月8日
株式会社あおぞら銀行	1,500	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.60%	0.9700%	平成23年 7月8日	平成26年 7月8日
株式会社新生銀行	1,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.60%	0.9700%	平成23年 7月8日	平成26年 7月8日
住友信託銀行株式会社	5,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.50%	0.8660%	平成23年 7月8日	平成25年 7月8日
株式会社福岡銀行	1,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.50%	0.8660%	平成23年 7月8日	平成25年 7月8日
株式会社三井住友銀行	2,000	全銀協3ヶ月円 TIBOR+0.60%	0.9600%	平成23年 3月25日	平成26年 3月25日

### 4. 今後の見通し

本金利スワップ契約が本投資法人の業績に与える影響につきましては軽微であり、平成24年1月13日付で発表いたしました平成24年5月期（第13期）及び平成24年11月期（第14期）の運用状況の予想に変更は、ございません。

以上